

平成22年度第2回入札監視委員会の審議概要

開催日時	平成22年12月1日（水）午前9時30分から午前11時50分まで
場所	人吉市役所 第2会議室（3階）
出席委員氏名	霧山 満 委員長 寺床 住夫 委員 立山まき子 委員 徳澄 静浩 委員 奥村 高史 委員
審議対象期間	平成22年4月1日～平成22年9月30日
対象工事件数	106本
抽出審議案件	6本

質 問	回 答
<p>抽出審議工事1：茂ヶ野水源地導水管改良工事</p> <p>(1) 工事中は水を止めても住民に影響はでないのか？</p> <p>(2) 昭和42年に布設している管の状態は大丈夫か？</p> <p>(3) 導水管とはどんな管なのか？</p>	<p>報告事項について 入札・契約の手続きの運用状況の報告について</p> <p>（事務局から入札・契約事務の経過について説明する。）</p> <p>(1) 今回工事する導水管は、湯水期に使うものであり、今回の工期内であれば支障は出てこない。</p> <p>(2) 水道の公営企業法では耐用年数40年となっているが、40年経ったからといって、すぐ壊れるものではない。</p> <p>(3) 取水した水を浄水地まで運ぶ管のことで、浄水地は茂ヶ野水源地である。その浄水地から配水池まで運ぶ管を送水管という。</p>
<p>抽出審議工事2：鬼木地区污水枝線築造工事</p> <p>(1) 格付表の多くの業者からどのようにして8者選択するのか？</p>	<p>（事務局より入札・契約事務の経過について説明する。）</p> <p>(1) 管が土中に埋まってしまい、日常目視による管理がしにくい下水道工事においては、当該</p>

<p>(2) 指名願申請に何か制限があるか？</p> <p>(3) 主たる営業所とは？</p> <p>抽出審議工事3：人吉市地域情報通信基盤整備工事</p> <p>(1) 指名競争入札にできる最高限度額などを設定してあるか？</p> <p>(2) この入札は辞退業者が多いがなぜか？</p> <p>(3) 契約書に保証金免除と記載されているが、なぜか？</p>	<p>工事と同種工事について施工実績があるかどうかなどに特に注意を払って選定を行っている。今回は、今年度の下水道工事の発注件数及び規模などを考慮して、市内に主たる営業所がある業者を優先的に8者選定した。</p> <p>(2) 建設工事については、建設業法の規定に基づいて経営事項審査を受けていること、また、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないことを、原則として要件としている。 ただし、指名願を受付することが、指名や契約を約束するものではない。年間約800者の指名願申請があっている。</p> <p>(3) 建設業法に基づいて業者が申請したところである。</p> <p>(事務局より入札・契約事務の経過について説明する。)</p> <p>(1) 本市においては、設定していない。地方自治法では一般競争入札の執行を原則としている。</p> <p>(2) 2009年の国の補正予算による補助事業であるため、全国規模で発注が行われているので技術者が不足して、辞退をされていると考えられる。他の自治体でも辞退が相次いでいる。</p> <p>(3) 人吉市契約規則の第6条（契約保証金の免除）第2号「契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したと</p>
---	---

<p>(4) 何社か辞退しているが、辞退する際に文書で報告するのか？</p> <p>(5) 辞退する理由もいるのか？</p> <p>(6) 変更契約の減額の理由は？</p> <p>(7) 設計見積はどこがしたのか？</p> <p>(8) 全国規模の工事であれば、手馴れた業者が有利ではないか？</p>	<p>き。」に基づき、免除になっている。</p> <p>(4) 指名した場合、辞退する場合は必ず入札前に辞退届を提出させている。</p> <p>(5) 如何なる理由においても辞退することができるので、あえて書面で理由を聞いてはいない。状況によっては、口頭で理由を聞く場合もある。</p> <p>(6) 今回の工事の施工部分の一部がN T Tのサービスエリアと判明し、補助対象外になるため、その部分を設計変更し減額になった。</p> <p>(7) 設計委託は別業者に発注した。</p> <p>(8) 建設業法で必ず技術者を専任で配置しなければならないとなっており、今回指名した業者は全て同種工事の実績をもち、当該技術者が多数いるところを選定したので、特に有利となるところはないと考える。</p>
<p>抽出審議工事4：人吉東小学校冷暖房機械設備改修工事</p> <p>(1) 契約書と変更契約書の請負者の社版が違うが、統一した方がいいのではないか？</p>	<p>(事務局より入札・契約事務の経過について説明する。)</p> <p>(1) 当初の契約書は請負者に社版を押しってもらうが、変更契約書はシステム上、請負者も印字されて出てくる。法的に問題はない。</p>
<p>抽出審議工事5：村山公園テニスコート改修工事</p> <p>(1) 当初の入札で、体育施設専門業者が全社、最</p>	<p>(事務局より入札・契約事務の経過について説明する。)</p> <p>(1) 過当競争を抑制し、工事の質を確保するため</p>

<p>低制限価格以下で失格となっているが、失格となった金額であっても施工可能なのではないか？</p> <p>抽出審議工事 6：青井西間線道路修繕工事</p> <p>(1) なぜ親柱を橋梁の補強補修工事で一緒に施工しなかったのか？</p> <p>(2) 設計金額の増額の理由は？</p>	<p>に、現時点において最善の方法として最低制限価格制度を採用しているため失格となった。入札参加者は、それを承諾して応札している。</p> <p>(事務局より入札・契約事務の経過について説明する。)</p> <p>(1) 親柱工事は補助対象とならず、橋梁の補強補修工事は補助事業であったため、今回の単独工事で行った。</p> <p>(2) 当初、取付道路20mの舗装修繕の予定だったが、隣接する車道の舗装も悪く、当工事の全面通行止めの状態で施工した方がいいと判断したため、増額変更した。</p>
---	---